

平成24年9月7日開催

## 厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市病院事業会計について . . . . . 1~2

所管委員会	厚生常任委員会
提出課	健康づくり推進課

上越市病院事業会計について  
(病院事業会計における消費税返還について)

1 経過等

年月日	内 容
平成 18 年 2 月 28 日	「上越地域医療センター病院の管理に関する協定書」締結 ・指定管理の管理経費を一括「委託料」としたため、人件費を含めた委託料全体に消費税が課税された。
平成 20 年 10 月 1 日	「上越地域医療センター病院の管理に関する変更協定書」締結 ・管轄の高田税務署との協議等を重ねた結果、人件費分を交付金として支払うことで消費税が不課税となることが確認できたため、管理経費を「診療交付金(人件費分)」と「病院管理運営委託料(人件費以外の経費)」に区分する変更協定を締結。これ以降、人件費分が不課税となった。
平成 21 年 11 月 2 日	上越市監査委員(定期監査結果) ・当時の状況から、指定管理料を委託料として支払うとの判断は、行政上実質的に妥当性を欠いていたとは言えないため、この支出は違法又は不当な公金の支出には当たらない。
平成 22 年 12 月 21 日	「上越地域医療センター病院の管理に関する協定書」締結 ・市の法令の解釈の誤りに基づく錯誤により、平成 18 年(当初)・平成 20 年(変更)の協定書を取り消し、無効であることを確認した上で改めて協定書を締結。
12 月 27 日	高田税務署長に「消費税及び地方消費税の更正の請求書」を提出(請求人:上越医師会) ・変更協定を締結するまでの間(平成 18 年 4 月 1 日~平成 20 年 9 月 30 日)の消費税相当額の更正請求。
平成 23 年 3 月 16 日	高田税務署長から更正の請求に対して、その更正をすべき理由がない旨の通知
5 月 16 日	高田税務署長に「異議申立書」を提出
8 月 11 日	高田税務署長から異議申立てを棄却する旨の決定
9 月 8 日	高田税務署長の処分(更正をすべき理由がない旨の通知処分)を不服として、国税不服審判所長に「審査請求書」を提出
平成 24 年 5 月 7 日	国税不服審判所長から審査請求を棄却する旨の裁決(裁決書受理日 5 月 9 日)
取消訴訟の提起期限...裁決を知った日の翌日から 6 か月以内(平成 24 年 11 月 9 日)	

2 今後の方針

今後とり得る措置としては、処分の取消訴訟の提起があるが、市としてこれまでの取組を踏まえた上で、複数の弁護士等に相談した結果、申告納付制度をとる消費税法の体系の中で、更正の請求が認められて勝訴する可能性は極めて低いとの見解を受けたことから、医師会とも打ち合わせの上、提訴しないこととした。

## 【 参 考 】

### 消費税の更正請求の争点等

争 点	
・平成 22 年協定（取消し、無効の協定）において、平成 18 年協定及び平成 20 年変更協定が錯誤により無効とされたことは、国税通則法第 23 条第 2 項第 3 号（やむを得ない理由）に該当するか否か。	
当方の主張	国税不服審判所の裁決内容
・市の法令の解釈の誤りに基づく錯誤により委託料としたものであり、請求人（医師会）は、市の錯誤の意思表示を拒むことができなかった。（医師会の主観的事情ではない。）	・市による地方自治法等の解釈に誤りがあり、それによって「診療交付金」として支払うことができないと判断したことは、主観的事情を理由とするものであり、国税通則法施行令第 6 条第 1 項第 2 号の「やむを得ない事情」による解除とはいえない。（やむを得ない理由や事情は、客観的事情のみで、主観的事情は含まない。）

### 弁護士等の見解

- ・国税通則法に規定する「法定申告期限後に生じたやむを得ない理由」に当たるのは、例えば、租税法関係の通達等の変更により生じた事案のことであり、今回このような事情がない中で、当事者の法令解釈の誤りに基づく錯誤を理由に認めてもらうことは難しい。
- ・判例をみると、今回のように法律構成の変更（市が法令等の解釈の誤りに基づく錯誤により、「委託料」から「委託料及び診療交付金」に変更したこと）を理由として、更正が認められた判例はない。

国税通則法

（更正の請求）

第 23 条 （略）

2 納税申告書を提出した者又は第 25 条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合（納税申告書を提出した者については、当該各号に定める期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をすることができる。

- (1) その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。その確定した日の翌日から起算して 2 月以内
- (2) その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たってその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があったとき。当該更正又は決定があった日の翌日から起算して 2 月以内
- (3) その他当該国税の法定申告期限後に生じた前 2 号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき。 当該理由が生じた日の翌日から起算して 2 月以内

国税通則法施行令

（更正の請求）

第 6 条 法第 23 条第 2 項第 3 号（更正の請求）に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) その申告、更正又は決定に係る課税標準等（法第 19 条第 1 項（修正申告）に規定する課税標準等をいう。以下同じ。）又は税額等（同項に規定する税額等をいう。以下同じ。）の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の許可その他の処分が取り消されたこと。
- (2) その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る契約が、解除権の行使によって解除され、若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によって解除され、又は取り消されたこと。
- (3)～(5) （略）